

医療法人香徳会 いだか居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人香徳会が開設する医療法人香徳会 いだか居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある者に対し、適正な指定居宅介護支援又は予防介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、関係医療機関、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人香徳会 いだか居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 名古屋市名東区上社四丁目160番地の1 けやきビル2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的にと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援又は予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日および12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
ただし、土曜日は午前9時から午後12時までとし、電話対応のみとする。
(訪問等で事業所に不在時および営業時間外は携帯電話に転送)

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内、利用者自宅等
- (2) 使用する課題分析票の種類 いだか式アセスメント及びフローチャート
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内、利用者自宅、利用施設等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 最低月1回
- (6) 介護支援専門員一人あたりの担当利用者数は、法令で定める所の指定基準に準ずる。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、名東区、千種区、守山区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者、市町村に報告をする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回及び、法令で定める介護支援専門員業務に関する研修
 - (3) 業務の遂行にあたり、困難が生じた場合、担当者は必要に応じ、管理者、他スタッフ、事業所内会議で相談する事とする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人香徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、利用者等の人権・虐待防止等のために、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年6回開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(暴言・暴力・ハラスメントの防止)

第11条 職場内におけるハラスメント防止に努めます。合わせて、利用者からの職員へのハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。

附 則

この規定は、平成29年1月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和1年5月1日から施行する。

この規程は、令和1年7月21日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月1日から施行する。